議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第7、議案第5号、多度津町公民館設置条例の一部を改正する条例(案)の制 定についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第5号についてを、採決いたします。

本件の議決については、地方自治法第244条の2第2項、及び議会の議決に付すべき公の施設の廃止、又は長期かつ独占的利用に関する条例第3条の規定により、出席議員数の3分の2以上の同意が必要な特別多数議決となります。

また、特別多数議決の場合、議長にも採択権が付与されております。

私も採決に加わることになりますので、ご了承をお願いいたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。